

令和4年10月7日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
の一部を改正する法律案に対する意見

全 国 市 長 会

標記改正案は、新たな感染症対応等に当たって、都市自治体に対し新たな事務または負担を義務付ける内容を含むものであることから、その制度の具体化及び実際の運用については、下記事項に十分配慮すること。

記

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等について

(1) 自宅・宿泊療養者等への健康観察及び生活支援について、保健所・医療機関・市町村の役割分担や運用のスキーム等について、国において明確な方針を策定すること。

特に、都道府県から協力要請される健康観察について、保健所未設置市においては、入院調整等の機能・権限がないうえに、医療資源等が十分ではないことも想定されることから、都道府県の協力要請に関し、平時から保健所や医療機関との連携や相談体制等、地域の実情に応じて対応できる仕組みとすること。

(2) 保健師等の専門職の人材確保策を講じるとともに、人材確保や生活支援等の対応に要する経費について、都市自治体に対して、十分な財政措置を講じること。

(3) 都道府県から都市自治体に対して、個人情報を含む必要な情報が円滑に情報共有なされるよう、実効性を伴う仕組みを構築すること。

2. 都道府県と保健所設置市・特別区との連携協議会について

都道府県の予防計画とは別に、保健所設置市・特別区が予防計画を策定することとされているが、その実効性を高めるため、都道府県計画との関係性等を明確にすることが必要であり、そのため、連携協議会において、構成員・関係者間の役割分担等について、地域の実情に応じて柔軟に対応できるようにすること。

また、都道府県の総合調整権限の強化、保健所設置市・特別区への指示権限の創設についても、規定の趣旨と具体的な仕組みを明確に示すこと。

3. 医療機関等に対する財政支援規定について

「流行初期医療確保措置」の必要性は理解するが、診療行為が伴わない財政支援について、各保険者から負担を求めることは、現行の医療保険制度の趣旨との関係で、慎重な検討が必要であるとも考えられ、特に、脆弱な経営基盤の国保においては、被保険者の理解を得ることが難しいことも想定されるため、「流行初期医療確保措置」の負担の在り方については、国保財政等に影響が出ないように、十分配慮すること。

4. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等について

個人番号カードで接種対象者を確認する仕組みの導入について、個人番号カードやスマートフォン等のデジタル端末を所持しない者への対応、医療機関における端末の整備状況、マイナンバーカードの普及率等も踏まえ、都市自治体の意見を十分に聞き、取組を進めること。

5. 以上のほか、本法律案の具体化及び実際の運用については、都市自治体や関係者等の意見を十分に聞き、実施要領等に反映すること。